

年末年始の市の業務案内

年末年始の間、市役所・区役所などの市の仕事の多くは休ませていただきます。窓口・作業の日程や休みを変更するところもありますので、ご利用の際にはご注意ください。

生活関連施設 (主要なものを掲載)

施設名	休みの期間
区役所(保健センター・福祉事務所) (☎592-3050)	12月29日～1月3日
証明書発行コーナー(市役所・北大路・山科・四条・桂・竹田)	12月29日～1月3日
市立病院 ※救急外来除く (☎311-5311)	12月29日～1月3日
中央斎場 (☎561-4251)	1月1日・2日
深草墓園 ※納骨などの事務取扱 (☎641-3559)	1月1日～3日
東部土木事務所 (☎591-0013)	12月29日～1月3日
撤去自転車保管所	12月29日～1月3日
市営駐車場・市営自転車等駐車場	無休
山科消防署 (☎592-9755) 防火、防災、救急に関する相談 消防の相談 (☎231-5000)	平常どおり受付
上下水道局山科営業所 (☎592-3058 FAX501-1746)	12月29日～1月3日 ただし、修繕の申し込み、道路上の水漏れ、下水道の取付管の清掃についての連絡は、電話またはFAXで受け付けています
お客様窓口サービスコーナー (☎672-7770 FAX672-7773)	

情報掲示板

時＝日時 費＝費用
場＝場所 必＝必要のもの
対＝対象 印＝申込方法
定＝定員 問＝問合せ先

申請・手続き

納期限のお知らせ

固定資産税 第3期分	12月28日(火)
---------------	-----------

○納期限を過ぎますと、延滞金がかかりますので、ご注意ください。

○市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
 国課税内容／土地家屋については区固定資産税課(☎592-3164)、償却資産については市資産税課(☎213-5214)、納付相談／土地家屋については区納税課収納担当(☎592-3310)、償却資産については市納税推進課(☎213-5468)、口座振替／市納税推進課(☎213-5466)

■相続・贈与に係る保険契約等の年金の税務上の取扱いについて

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いが改められました。この変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)を見ていただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。なお、取り扱い変更されることに伴い、市・府民税についても、変更(増額・減額)される場合があります。
 国東山税務署(☎561-1131)、

ごみ 詳しくは、12月中旬配布の「お知らせビラ」で確認してください。なお、「お知らせビラ」は区役所・支所のエコまちステーション及びまち美化事務所でもお配りしています。

種類	休みの期間
燃やすごみ(黄色)	1月1日～1月5日
缶・びん・ペットボトル	1月1日～1月4日(1月5日～1月7日は日程を変更)
プラスチック製容器包装	1月1日～1月4日
小型金属類	12月23日～1月4日
持ち込みごみ(有料) (東部クリーンセンター☎572-8411)	12月31日～1月3日
大型ごみ(☎で受付) (☎0120-100-530、携帯からは☎0570-000-247)	12月30日～1月3日 (年内収集の受付は12月24日まで)
犬・猫などの死体(☎で受付) (☎0120-100-921、携帯からは☎0570-000-614)	1月1日～1月3日

文化・観光・スポーツ施設

種類	休みの期間
山科図書館 (☎581-0503)	12月28日～1月4日
山科青少年活動センター (☎593-4911)	12月29日～1月3日
山科地域体育館 (☎595-9705)	12月28日～1月4日
東部文化会館 (☎502-1012)	12月28日～1月4日
アスニー山科 (☎593-1515)	12月28日～1月4日
東温水プール (☎571-3100)	12月27日～1月7日

区市民税課 (☎592-3113)

■特別障害者手当、障害児福祉手当、外国籍市民重度障害者特別給付金について

市では、重度障害があり、日常生活で常時特別の介護を必要とするなど、要件を満たす方に対して、次の手当を支給します。

- 1 特別障害者手当 (20歳以上の在宅の方)
- 2 障害児福祉手当 (20歳未満の在宅の方)
- 3 外国籍市民重度障害者特別給付金 (給付要件を満たす方)

上記の支給を受けるには、申請が必要ですので、区支援課までお問い合わせください。ただし、所得状況によっては、支給が制限される場合があります。
 図区支援課支援第二担当 (☎592-3243)

■京都市国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険からのお知らせ

京都市国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険の保険料の納付額は、確定申告及び年末調整のときに、所得金額から控除されます。

平成22年中に、ご自身や生計を一にする配偶者その他の親族の方の国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金(※)及び介護保険の保険料を納付されると、その金額は所得税や住民税の社会保険料控除として所得金額から差し引くことができます(口座振替の場合は振替口座の名義人の方が、特別徴収の場合は徴収されたご本人が納付されたこととなります)。納め忘れがないか、今一度ご確認ください。
 図国民健康保険、後期高齢者医療制度に関すること／区保険年金課資格担当(☎592-3105)、介護保険に関すること／区福祉介護

課介護保険担当(☎592-3290)、※国民年金に関するお問い合わせは、年金事務所まで。

保険料の負担の公平性を保つため、災害その他の特別の事情もなく保険料を滞納している世帯に対しては、有効期限を短縮した保険証の交付、資格証明書(一旦医療費の全額をお支払いいただきます。)の交付、財産の差押えを行います。保険料を納付することが困難な事情がある場合は、すぐに区保険年金課までご相談ください。

図区保険年金課徴収推進担当(☎592-3107)

■国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料金の納付は口座振替が便利です。

■小児慢性特定疾患医療受診券の継続申請について

現在、給付を受けている方で承認期限が平成23年3月31日の方のうち、引き続き給付を希望される場合は、継続申請を保健センターで受け付けていますので、申請してください(平成23年2月4日まで)。申請の際は、必要書類(申請書類及び税証明書類など)をお持ちください。
 図区健康づくり推進課母子・精神保健担当(☎592-3479)

相談

■無料法律相談

時毎週水曜日。13:30～15:30。図区第2会議室。定15名。印当日8:30から整理券配布。先着順。図区まちづくり推進課 (☎592-3088)

■無料行政相談

時1月13日(木)13:30～16:00。図区第1会議室。図区まちづくり推進課 (☎592-3088)

■行政書士の市民困りごと相談会

急病診療所 12月29日～1月4日の診療時間は下記のとおりです。

診療科目	場所・連絡先	診療時間
小児科・眼科・耳鼻いんこう科	京都市急病診療所(中京区聚楽廻松下町・七松通丸太町上る☎811-5072)	午前10時～午後5時、午後6時～10時(小児科は午前0時まで)
内科・小児科	東診療所(山科区柳辻池尻町・山科区総合庁舎西☎591-5645)	午前10時～午後5時
内科	西診療所(右京区太秦桂ヶ原町・太秦小学校前☎882-7655)	午前10時～午後5時
歯科	中央診療所(中京区西ノ京梶尾町・府歯科医師会口腔保健センター内☎812-8493)	午前9時～午後4時(受付時間)
	南部診療所(伏見区今町・府歯科医師会伏見会館内☎622-3418)	

市バス・地下鉄

市バス	12月29日～1月4日は休日ダイヤで運行。12月31日は初詣終夜バスを運行
地下鉄	12月30日～1月3日は土曜・休日ダイヤで運行。12月31日は終夜運行
定期券発売所	12月31日～1月3日休み
忘れ物	無休。市バスは北大路案内所(☎493-0410)地下鉄は烏丸御池駅案内所(☎213-1650)当日分は市バス各営業所、地下鉄各駅へ

時1月18日(火)14:00～16:00。費無料。図区第1会議室。図京都府行政書士会第6支部事務局(☎583-3230)

イベント・講座

■山科図書館 (☎581-0503)

※開館時間：10:00～19:30(土・日・祝は～17:00)。休館日：火曜日(祝日の場合翌平日)と第2・4水曜日。

おたのしみ会

12月25日(土)11:00～。
・ブラックパネルシアター
赤ちゃん絵本の読み聞かせ
1月17日(月)11:00～。

テーマ図書の展示と貸出

1月 一般書 「知」
えほん 「ぎょうじ」
絵の展示(幼児コーナー)

12、1月は其枝幼稚園児の作品。

■移動図書館「こじか号」巡回

(☎801-4196)
12月22日(水)

10:00～10:40 図大塚小
11:00～11:40 図大宅小

12月27日(月)
10:00～10:50 図西野山分譲集会場前
11:10～11:40 図山階南小
13:00～13:40 図陵ヶ岡小

■地域子育て相談事業

ひよこ「体ほかほかみんなで遊ぼう」
時1月19日(水)14:00～。図アヴェ・マリア幼稚園(御陵中筋町3) 図1歳6カ月～未就園児。費200円(おやつあり)。図上靴(あれば)動きやすい服装図アヴェ・マリア幼稚園 (☎592-6404)

■平成22年度フランチイズ団体コンサート

☆京都フィルハーモニー室内合奏団コンサート

生活安全 スポットニュース

年末の交通事故防止府民運動 12月11日～31日飲酒運転根絶!

運転者本人だけでなく、車両の提供者・酒類の提供者・車両の同乗者にも厳しい罰則があります。
事故なく安全に新しい年を迎えるためにも、飲酒運転は絶対にやめましょう。

1月10日は110番の日です

110番は緊急電話です。緊急性のない電話が110番にかかる、最も優先すべき緊急事態に警察が素早く対応できない可能性があります。
110番の正しいご利用にご理解、ご協力をお願いします。
緊急性のない相談やお問い合わせは、最寄りの交番または下記で受け付けていますのでご利用ください。

勸修寺菊花展表彰

勸修寺菊花愛好会の方による菊花展が10月20日から11月15日まで勸修寺で行われ、次の方が表彰されました。	
＜主な入賞者＞	山科区長賞 林 忠司さん 勸修寺菊花愛好会会長賞 南 敬二さん 京都新聞社賞 小林四代嗣さん
大本山勸修寺門跡賞 岩下友行さん 京都市長賞 森川八洲男さん	

時1月8日(土)14:00～15:30
☆マンドリン＆コーラス ニューイヤークンサート2011

時1月16日(日)14:00～16:00
※いずれも図東部文化会館(柳辻西浦1-8)。定550名。費無料。印不要。図東部文化会館 (☎502-1012)

募集

■山科青少年活動センター (☎593-4911、FAX593-4916、E-Mail:yamashina@ys-kyoto.org、URL:http://yam.ys-kyoto.org/yamashina)
「やませいへico(イコ)」参加者募集
①「ピザづくり」
時12月18日(土)13:00～16:00。図当センター料理室。費100円。

②「もちつき大会」
時1月8日(土)13:00～16:00。図当センターテニスコート。費無料。※いずれも、図市内在住または通学・通勤している中学生～30歳の青少年。
中学生のスポーツタイム
中学生限定、毎月第1・3土曜の午後スポーツルーム(卓球のみ)を開放しています。予約・申し込みは不要。ラケット・ピン球は貸出可。
時第1・3土曜日15:00～17:00。図体育館シューズ。図市内在住または通学している中学生。費無料。

山科警察署 (☎575-0110)
府警本部 警察総合相談室(☎9110、または☎414-0110)

カーナビを対象とした車上ねらいにご注意を!

カーナビを対象とした部品・車上ねらいが急増しています。府内各地域で発生していますが、特に京都市内では伏見区・山科区で多く発生しています。
被害時間 午後10時ごろ～午前7時ごろまでの間(昼間帯での発生も確認されています)
被害場所 月極駐車場など主に駐車場で発生
被害状況 ガラス破り・鍵穴破壊により、はめ込み式の純正カーナビや脱着式の取り付式カーナビが盗まれています
～防止策～
☆盗難防止装置・警報装置を取り付けましょう
☆車体カバーを掛けましょう
☆取り外し可能なカーナビは、持ち出しましょう
不審者を見発したら、すぐ110番を問合せ先 山科警察署(☎575-0110)

山科消防団出初式

平成23年1月16日(日)
午前10時～正午(雨天中止)



新年恒例の出初式が、山科中央公園グラウンドで開催されます。消防団員による分列行進訓練を皆さんに披露したあと、永年、消防団

に従事している団員や消防団の活動において功績が認められる団員に対しての表彰式が行われます。
地域の防火防災のリーダーとして、火災のない安心で安全なまちづくりに取り組んでいきます。

年末防火運動 12月15日(水)～12月31日(金)



住宅用火災警報器の設置は、お早めをお願いします。

問合せ先 山科消防署(☎592-9755)

平成22年工業統計調査にご協力ください

平成22年12月31日現在で、製造業を営む事業所を対象に工業統計調査を実施します。
この調査は、わが国の製造業の実態を明らかにすることを目的として

おり、その結果は国や地方自治体の産業振興計画などの基礎資料となるほか一般にも広く利用されています。
12月中旬から来年1月にかけて調査員がお願いに伺いますので、調査へのご理解をお願いします。
問合せ先 区総務課統計担当(☎592-3066)、市情報化推進室情報統計担当(☎222-3216)

ノロウイルスによる食中毒に注意!

京都市では平成11年以降、ノロウイルスによる食中毒の発生が頻繁に報告されています。
ノロウイルスとは?
○人の小腸で増え、急性胃腸炎を起こします。
○主にノロウイルスに汚染されたカキ、二次汚染を受けた食品を食べることで感染しますが、嘔吐物や便等を介して人から人に感染し、集団胃腸炎になることがあります。
○主な症状は嘔吐、腹痛、下痢、発熱などで風邪に似た症状を呈します。潜伏期間は1～2日といわれています。
○ノロウイルスによる食中毒は冬(11月～3月)に多発します。
原因となりやすい食品は?
○カキなど二枚貝。新鮮なカキの体内にもウイルスが存在します。体内にウイルスが存在するので、十分な水洗いでも完全に除去できません。

○二次汚染が原因と思われる非加熱食品など。
予防するには?
○生食用カキであってもノロウイルスの食中毒になることがあります。カキはできるだけ加熱してから食べましょう。
○調理前やトイレ後の手洗いや消毒を徹底してください。
○まな板、包丁、ふきんなどは熱湯で十分殺菌しましょう。
○感染者の便や嘔吐物を扱った場合は、手洗い、器具の消毒等衛生的に処理してください。
カキを安全に食べるためには?
○ノロウイルスは熱に弱いので、十分加熱すれば安全に食べられます。
○目安は内部が85℃で1分間加熱すれば安全です。
※特に食事を調理する方はもちろん、それ以外の方も手洗いを十分行い、洗浄消毒することが大切です。
問合せ先 区衛生課 (☎592-3489)

区役所が答えます



Q 昨年、貸家(5戸1棟の長屋、敷地300平方メートル)を取り壊して、貸しガレージにしたのですが、平成22年度分の固定資産税の納税通知書を見ると、税額が昨年に比べてとても高くなっていました。なぜですか。
A 土地については、住宅用地として使用されている場合、住宅1戸当たり200平方メートルまでの住宅用地(小規模住宅用

地)については、課税標準の限度額を6分の1に、200平方メートルを超える部分については3分の1にするという税負担を軽減する特例措置が講じられています。
この特例措置を受けられるのは、毎年1月1日(賦課期日)現在、実際に住宅の敷地となっている場合や一定の要件を満たす住宅の建替えの場合に限られますので、ご質問のように、平成22年1月1日現在、貸家の敷地ではなく、貸ガレージとして使用されていた土地については、住宅用地の軽減措置が適用されず、税額が高くなったものと考えられます。

問合せ先 区固定資産税課土地担当 (☎592-3164)